

公 示 日：2026年5月27日（水）

調達管理番号：26a00176

国 名：ベリーズ国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

調 達 件 名：ベリーズ国 SHEP アプローチを通じた市場志向型農業振興アドバイザー業務（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：SHEP アプローチ市場志向型農業振興アドバイザー
- （2）格付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：ベリーズ国 ベルモパン市
- （5）全体期間：2026年7月中旬から2028年9月下旬
- （6）業務量の目途：24人月

2. 業務の背景

ベリーズは中米の中所得国で、カリブ海地域との社会経済的、政治的な結びつきが強い。人口は、約42万人であるが、そのうち55%が農村部に住んでいる。農業は、観光業に次ぐ主要産業である。

ベリーズの農業部門は、4つの主要なサブセクターによって特徴付けられている。第一のサブセクターは、自給自足型の零細農家である。これは、野菜を中心とした幅広い作物を栽培しており、主に農家自身で消費されており、限られた量が市場で販売されている。こうした自給自足型の零細農家は、非常に貧しい農家である。第二のサブセクターは、商業活動へ移行しつつある零細農家のグループである。これらの農家は、生産した作物の多くを地元市場に販売しており、また、赤インゲン豆のような非伝統的作物の輸出増に見られるように、ベリーズの輸出商品の範囲を拡大するポテンシャルを有している。第三のサブセクターは、国内および輸出市場向けに野菜や穀物、畜産品を生産する大規模商業生産者（メノナイトコミュニティが多くを占める）である。そして、第四のサブセクターは、

サトウキビ、バナナ、柑橘類に特化して組織化された輸出志向の商業農場である。

ベリーズ政府の重要な政策の一つは、より多くの作物を栽培・生産し、また、国内で栽培したものをより多く消費するように促進することである。これは、現在、食品や飼料の多くを輸入に依存している（輸入額は年間平均2億ドル）という現状の打開を目指すもので、ベリーズ政府は、国内の農家・生産者は、今後5年間で上記の食品・飼料輸入量の少なくとも50%を生産できるポテンシャルがある、としている。また、ベリーズ政府の長期施策である「Plan Belize」における政策目標として、農作物生産の増加・多様化・持続性の向上、そして食糧安全保障、所得向上及び雇用創出を掲げている。こうした政策の実現のためには、特に上記の4つのサブセクターのうちの第一及び第二のサブセクターの強化が重要であり、その実現のためには、小規模農家の市場志向型農業を促進する手法としての SHEP アプローチは非常に有効な手段となるものである。

なお、ベリーズ農業省の「National Agriculture and Food Policy of Belize」においても、「ビジネス主導、市場主導のアプローチをとること、バリューチェーンに沿った三者（民間、公的機関、市民社会／コミュニティ組織）のパートナーシップを重視した需要主導型、ビジネス主導型、市場主導型のアプローチであること、市場機会の創出、アクセス、維持の基礎として競争力を追求すること」といったことが掲げられている。

よって、ベリーズにおける SHEP アプローチの展開と強化を通じ、同国における小規模農家の市場志向型農業を促進することを目指した本案件は、同国政府の政策に合致するだけでなく、同国の農業生産性の向上、食料安全保障、雇用創出にとって非常に有用なものである。

また、ベリーズは、中米統合機構（SICA）、およびカリブ共同体（CARICOM）の両方に加盟している。このため、ベリーズの農業振興は、中米・カリブの両地域諸国の食糧安全保障に寄与するものであり、また、SHEP の展開において一歩リードする中米地域の優良事例から学び、自国での展開に取り入れ、国内での SHEP アプローチの定着・促進を図ることで、カリブ地域への SHEP アプローチの普及につなげることも期待できる。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

ベリーズにおいて小規模農家の市場志向型農業にかかる能力が強化されるとともに、ベリーズの社会構造や気候に即した市場志向型農業のモデルが作られる。

4. 業務の内容

(専門家業務)

- ① SHEP アプローチの研修受講経験を有する農業普及員とともに、未受講あるいは再受講が必要な農業普及員に対する SHEP アプローチの研修を行う
- ② ①の研修の教訓を踏まえ、核となる農業普及員とともにベリーズにおける SHEP アプローチ研修要領を策定する
- ③ MAFSE 内基幹職員を対象に SHEP アプローチセミナーを行う
- ④ ベリーズの農業における SHEP アプローチ実践・普及のための方針を策定する(対象農村の選定含む)
- ⑤ SHEP アプローチを普及するにあたり対象農村を選定する。
- ⑥ 選定された農村において農業普及員が SHEP アプローチ研修を行う。
- ⑦ 上記⑥の参加農家の SHEP アプローチ理解度の確認を行う。
- ⑧ 上記⑦の農家の一部を対象に、農家と市場関係者、スーパー、レストラン、ホテルとのビジネスマッチングを行う。
- ⑨ 上記⑧に基づいた農産品販売のためのポストハーベスト活動にかかる助言を行う。
- ⑩ 上記⑨の結果を基に優良事例及び教訓を取りまとめ、ベリーズにおける SHEP アプローチのマニュアルを策定する。
- ⑪ 上記⑩で策定したマニュアルを活用し、ベリーズ国内の農村での SHEP アプローチ展開を支援する。
- ⑫ 同マニュアルを活用し、主にカリブ地域英語圏諸国での SHEP アプローチ展開を支援する。
- ⑬ ベリーズ国内及びカリブ地域における SHEP の拡大及び定着を目的に、国内セミナー及び国際セミナーを実施する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	SHEP アプローチの研修実施に係る効率的・効果的な具体的手法 ¹	4. 業務内容の①

¹ ベリーズでは、「With/Post COVID-19社会における農業バリューチェーン改善(2023年~2025年)」によって、農業省職員、ベリーズ大学関係者及び農家グループに対して、1週間のSHEP研修が行われた。また、2024年度(2025年1月)から、課題別研修「中南米地域 市場志向型農業振興(行政官)」に毎年2名ずつ送り出しており、2026年5月現在、うち3名の帰国研修員が業務を継続中である。SHEPアプローチの展開という点において、比較的歴史が浅く、育成されたSHEP人材が少ない中、期待される成果達成のためには、効果的・効率的な研修を計画・実施することが求められる。

2	SHEP アプローチを農村に普及する際の対象農村選定に係るクライテリア ²	4. 業務内容の⑤
3	ビジネスマッチングを実施する際の留意事項	4. 業務内容の⑧

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	SHEP アプローチ普及に係る業務
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ³	渡航開始より 1 カ月以内	経済開発部（CC:ベ リーズ支所）	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
3 か月報告書	渡航開始より 3 カ月ごと ⁴	国際協力調達部 （CC:経済開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より 6 カ月ごと	国際協力調達部 （CC:経済開発部、 ベリーズ支所）	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末	経済開発部（CC:国	－	日本語	電子データ

² SHEPの展開（特に初期段階）における農村選定において、いくつかの重要なクライテリアがある。関連する報告書や資料等から、ベリーズの小規模農家の状況を推察し、農村選定に係るクライテリアを、その理由とともに、記載する。

³ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁴ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

	日	際協力調達部、ベリーズ支所)			
--	---	----------------	--	--	--

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は9月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村第1グループ第3チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ベリーズ国 With/Post COVID-19 社会における農業バリューチェーン改善アドバイザー 業務完了報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 6月 10日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 6月 19日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 6月 24日 11時～12時30分
4	評価結果の通知	2026年 6月 29日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：特になし

(2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法 : Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用

については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,559,000	1,753,000
	個人	1,206,000	1,400,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		-	-

※小学校、中学校、高等学校の教育費については、帯同される場合に確認の上、ガイドラインに沿ってお支払いします。

③ 住居費：1,600 ドル／月

④ 航空賃（往復）：2,127,740 円／人

（2） 便宜供与内容

ア) 空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通 訊 備 上：なし

オ) 執務スペースの提供：農業省内における執務スペース提供（ネット環境完備
予定）

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請

日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（3） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベリーズ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（4） 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ベリーズ支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要

な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名： ベリーズ

案件名： SHEP アプローチ市場志向型農業振興アドバイザー

Advisor for Promoting Market Oriented Agriculture through SHEP Approach

2. 事業の背景と必要性**(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け**

ベリーズは中米の中所得国で、カリブ海地域との社会経済的、政治的な結びつきが強い。人口は、約 42 万人であるが、そのうち 55%が農村部に住んでいる。農業は、観光業に次ぐ主要産業である。

ベリーズの農業部門は、4つの主要なサブセクターによって特徴付けられている。第一のサブセクターは、自給自足型の零細農家である。これは、野菜を中心とした幅広い作物を栽培しており、主に農家自身で消費されており、限られた量が市場で販売されている。こうした自給自足型の零細農家は、非常に貧しい農家である。第二のサブセクターは、商業活動へ移行しつつある零細農家のグループである。これらの農家は、生産した作物の多くを地元市場に販売しており、また、赤インゲン豆のような非伝統的作物の輸出増に見られるように、ベリーズの輸出商品の範囲を拡大するポテンシャルを有している。第三のサブセクターは、国内および輸出市場向けに野菜や穀物、畜産品を生産する大規模商業生産者（メノナイトコミュニティが多くを占める）である。そして、第四のサブセクターは、サトウキビ、バナナ、柑橘類に特化して組織化された輸出志向の商業農場である。

ベリーズ政府の重要な政策の一つは、より多くの作物を栽培・生産し、また、国内で栽培したものをより多く消費するように促進することである。これは、現在、食品や飼料の多くを輸入に依存している（輸入額は年間平均 2 億ドル）という現状の打開を目指すもので、ベリーズ政府は、国内の農家・生産者は、今後 5 年間で上記の食品・飼料輸入量の少なくとも 50%を生産できるポテンシャルがある、としている。また、ベリーズ政府の長期施策である「Plan Belize」における政策目標として、農作物生産の増加・多様化・持続性の向上、そして食糧安全保障、所得向上及び雇用創出を掲げている。こうした政策の実現のためには、特に上記の4つのサブセクターのうちの第一及び第二のサブセクターの強化が重要であり、その実現のためには、小規模農家の市場志向型農業を促進

する手法としての SHEP アプローチは非常に有効な手段となるものである。

なお、ベリーズ農業省の「National Agriculture and Food Policy of Belize」においても、「ビジネス主導、市場主導のアプローチをとること、バリューチェーンに沿った三者（民間、公的機関、市民社会／コミュニティ組織）のパートナーシップを重視した需要主導型、ビジネス主導型、市場主導型のアプローチであること、市場機会の創出、アクセス、維持の基礎として競争力を追求すること」といったことが掲げられている。

よって、ベリーズにおける SHEP アプローチの展開と強化を通じ、同国における小規模農家の市場志向農業を促進することを目指した本案件は、同国政府の政策に合致するだけでなく、同国の農業生産性の向上、食料安全保障、雇用創出にとって非常に有用なものである。

また、ベリーズは、中米統合機構（SICA）、およびカリブ共同体（CARICOM）の両方に加盟している。このため、ベリーズの農業振興は、中米・カリブの両地域諸国の食糧安全保障に寄与するものであり、また、SHEP の展開において一歩リードする中米地域の優良事例から学び、自国での展開に取り入れ、国内での SHEP アプローチの定着・促進を図ることで、カリブ地域への SHEP アプローチの普及につなげることも期待できる。

（２）ベリーズに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対ベリーズ国別開発協力量針」の「重点分野（２）持続可能な経済開発」において、国内の格差是正のため、特に開発が遅れる地方コミュニティにおける経済開発（農業、観光業、民間セクター等）を支援することが記載されている。また、JICA グローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」の SHEP クラスタ事業戦略とも一致している。以上から、当該案件は、わが国及び JICA の協力量針に合致する。

（３）他の援助機関の対応

IFAD、国際連合食糧農業機関（FAO）、米州開発銀行（IDB）、台湾国際合作発展基金会（ICDF）等が、農業分野への支援を行っている。

3. 事業概要

（１）事業目的

ベリーズにおいて小規模農家の市場志向型農業にかかる能力が強化されるとともに、ベリーズの社会構造や気候に即した市場志向型農業のモデルが作られる。

- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
ベリーズ全土
- (3) 総事業費（日本側）
0.72 億円
- (4) 事業実施期間
2026 年 9 月～2028 年 9 月を予定（計 24 カ月）
- (5) 事業実施体制

本案件の実施機関は Ministry of Agriculture, Food Security and Enterprise（略称 MAFSE: 農業省）。Chief Agriculture Officer である Victoriano Pascual 氏を中心にベリーズ各郡の農業局農業普及員らが実施体制となる。また、適宜、ベリーズ大学農学部の参画を得る。

同省の「National Agriculture and Food Policy of Belize」においても、「ビジネス主導、市場主導のアプローチをとること。（バリューチェーンに沿った三者（民間、公的機関、市民社会／コミュニティ組織）のパートナーシップを重視した、需要主導型、ビジネス主導型、市場主導型のアプローチであること、市場機会の創出、アクセス、維持の基礎として競争力を追求する」といったことが掲げられている。

なお、SHEP アプローチの取り組みについては、既に MAFSE のホームページでも紹介されている。

Empowering Farmers Through Market Oriented Agriculture SHEP Program in Action - Agriculture

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果1：MAFSE 農業普及員が SHEP アプローチに関する十分な知見を有するようになる。

成果2：MAFSE 内部において SHEP アプローチに関する知見が共有される。

成果3：対象農村において農家向け SHEP アプローチ研修が実施される。

成果4：対象農村において市場志向型農業についての実践が行われる。

成果5：国内外において SHEP アプローチに係る知見およびグッドプラクティスが共有される。

(2) 主な活動

1-1 SHEP アプローチの研修受講経験を有する農業普及員とともに、未受講あるいは再受講が必要な農業普及員に対する SHEP アプローチの研修を行う

1-2 1-1 の研修の教訓を踏まえ、核となる農業普及員とともにベリーズにおけ

- る SHEP アプローチ研修要領を策定する
- 2-1 MAFSE 内基幹職員を対象に SHEP アプローチセミナーを行う
 - 2-2 ベリーズの農業における SHEP アプローチ実践・普及のための方針を策定する（対象農村の選定含む）
 - 3-1 SHEP アプローチを普及するにあたり対象農村を選定する。
 - 3-2 3-1 選定された農村において農業普及員が SHEP アプローチ研修を行う。
 - 3-3 3-2 の参加農家の SHEP アプローチ理解度の確認を行う。
 - 4-1 3-3 の農家の一部を対象に、農家と市場関係者、スーパー、レストラン、ホテルとのビジネスマッチングを行う。
 - 4-2 4-1 に基づいた農産品販売のためのポストハーベスト活動にかかる助言を行う。
 - 5-1 4-2 の結果を基に優良事例及び教訓を取りまとめ、ベリーズにおける SHEP アプローチのマニュアルを策定する。
 - 5-2 5-1 で策定したマニュアルを活用し、ベリーズ国内の農村での SHEP アプローチ展開を支援する。
 - 5-3 5-1 で策定したマニュアルを活用し、主にカリブ地域英語圏諸国での SHEP アプローチ展開を支援する。
 - 5-4 ベリーズ国内及びカリブ地域における SHEP の拡大及び定着を目的に、国内セミナー及び国際セミナーを実施する。

以上